

■会議録

1 開会

- 午後 3 時 0 0 分、月井教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年第 2 回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

○月井教育長

それでは、令和 3 年第 2 回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。
次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○月井教育長

ここで開会に当たり、委員の皆様一言御挨拶申し上げます。

「2 月逃げる月」とよく言いますが、まさしくあっという間に 2 月も終わりに近づき、来週の月曜日からは 3 月ということで、春の足音が確実に聞こえてきている今日この頃でございます。

春と言えば、「春の 5 K」という言葉がございます。「花粉」、「乾燥」、「強風」「黄砂」、そして「寒暖差」の頭文字を表したのですが、今年は例年にも増して日によって寒暖差が大きく、花粉の飛散量も多いようでございます。この厄介な「5 K」に気を付けながら日々過ごしていければと思っております。

そして、これは春の訪れとは関係なく、我々を苦しめ続けておりますコロナウイルスでございます。先日、国から 4 月 12 日の月曜日から高齢者の方々へのワクチン接種が開始するという考えが示されましたが、その先には多くの課題が山積しているようでございまして、安心、安全という状況になるまで、もう少しばかり時間が必要であるかと思っております。

ここまでかなりの長期間、我慢を強いられている我々ではございますが、もう少し辛抱の日々を過ごしていければと考えております。委員の皆様におかれましても、自粛生活が長く続いており、心身ともにお疲れかと思っておりますが、みんなで一緒に乗り越えていければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は、社会教育委員の委嘱を含め議案が 8 件、報告事項が 3 件ございますので、効率的な審議ができますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 会議録の承認

- 月井教育長が令和3年第1回定例会の議事録の承認を求め、大澤委員、遠藤委員が内容に異議なく会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○月井教育長

続きまして、次第の4「教育長報告」に入ります。ここで皆様にお諮りいたします。本報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思います。

なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要でございますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

5 付議事件

<議案第4号について>

次に次第の5付議事件に入らせていただきます。

それでは、議案第4号「那須塩原市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局から説明させていただきます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市社会教育委員条例第2条の規定に基づき、那須塩原市社会教育委員を委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、委員皆様の御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。
いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第4号「那須塩原市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

＜議案第5号について＞

次に、議案第5号「令和2年度3月補正予算（教育費関連）の概要について」を議題といたします。

事務局から説明させていただきます。

はい、教育部長。

○教育部長

【提案理由】

令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（3月補正）を令和3年第2回（3月）那須塩原市議会定例会に上程するに当たり、その教育予算について教育委員会の意見を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局からの説明が終わりました。

年度末に向けて執行見込みを精査した上で、減額した予算のほか必要に応じて増額させていただいた予算を上程させていただきました。

それでは、委員皆様の御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。
いかかでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第5号「令和2年度3月補正予算（教育費関連）の概要について」は、原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第6号について>

次に、議案第6号「令和3年度当初予算（教育費関連）の概要について」を議題といたします。

事務局から説明させていただきます。

はい、教育部長。

○教育部長

【提案理由】

令和3年度那須塩原市一般会計当初予算を令和3年第2回（3月）那須塩原市議会定例会に上程するに当たり、その教育予算について教育委員会の意見を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、委員皆様の御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

はい、田村委員。

○田村委員

中学生海外交流事業について、5月のホームステイ受入れは中止、11月のリンツ市への派遣は実施予定となっていますが、相手方との調整状況をお聞かせください。

○月井教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

リンツ市当局とは定期的に連絡を取り合っております。オーストリア国内における新型コロナウイルスの感染も決して良い状況ではなく、2週間ほど前から分散登校により学校が再開できたとのことでした。なお、事業の実施につきましては、極めて厳しい状況にあると認識しておりますが、もう少しお時間をいただき、状況の推移を見極めた上で最終的な決定をしたいと考えております。

○月井教育長

田村委員、よろしいでしょうか。

○田村委員

ありがとうございます。

○月井教育長

その他いかがでしょうか。

はい。大澤委員。

○大澤委員

今年度はなしお博や産業文化祭等、様々な事業が縮小又は中止となる自粛の1年であり、まだまだ先行きがわからない状況での予算編成であったと思います。

そのような中、来年度の事業実施の方向性について、お答えできる範囲で構いませんのでお聞かせください。

○月井教育長

はい、教育部長。

○教育部長

なしお博や産業文化祭につきましては、役員会等において実施に向けた協議を行っているところです。事業内容につきましても、人数制限等の三密対策を考慮した会場設定やコロナ禍においても実施が可能になるよう、十分に検討していく必要があると考えております。

令和2年度につきましては、教育部に限らず、市主催事業は全て中止となり、その事業費を新型コロナウイルス感染症対策費に充てております。

令和3年度につきましては、市長の方針として、前半についてはワクチン接種が中心となりますが、ワクチン接種完了後はコロナ禍においても実施可能な事業を検討し、感染防止・予防対策を講じながら取り組んでいけるような予算編成となっております。先ほど田村委員の御質問にもございましたが、中学生海外交流事業につきましても、現時点において実施不可の判断をするのではなく、実施可能となる方法を模索し、最終的に実施不可となった場合においても他の事業等に切り替えられるよう検討してまいります。

○月井教育長

例年、様々な行事等が行われている中、4月に開催されております開こん記念祭にいては、昨年に引き続き実施しないことになりましたが、その他の行事等については、現時点において中止予定のものは無いとのことでした。

教育部長からも話がありましたが、どうすれば実施可能であるかという視点で取り組んでまいります。

大澤委員、よろしいでしょうか。

○大澤委員

ありがとうございます。

○月井教育長

その他いかがでしょうか。

はい。臼井委員。

○臼井委員

感想として申し上げさせていただきます。東日本大震災から10年が経過しようとしております。この間、学校の耐震化、普通教室へのエアコン設置やICT環境の整備などを進め、それらがコロナ禍での夏季期間における授業実施やICTの活用につながったと思います。

この10年間でハード面での整備はほぼ完了したと存じておりましたが、それでも非常に大きな予算編成となっており、絶えず情勢に鑑み様々な事業に取り組んでいく必要性を感じた次第でございます。

教育部長からもお話がございましたが、コロナ禍だから何でも中止するのではなく、何とか実施することができるように工夫を凝らしながら検討していくことがとても大切であり、この1年は学ぶことが多い1年だったのではないかと感じております。令和3年度に向けて、学校だけでなくスポーツ、文化そして芸術が花開く施策をお願いしたいと思う次第でございます。

○月井教育長

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第6号「令和3年度当初予算（教育費関連）の概要について」は、原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第7号について>

○月井教育長

続きまして、議案第7号「行政手続における押印見直しに伴う関係規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局から説明させていただきます。

はい、教育部長。

○教育部長

【提案理由】

行政手続における押印の見直しに伴い、那須塩原市奨学資金貸与基金条例施行規則、那須塩原市奨学資金の給付に関する条例施行規則、那須塩原市立小中学校等の通学区域に関する規則、那須塩原市児童生徒サポートセンター条例施行規則、那須塩原市公民館条例施行規則、那須塩原市図書館条例施行規則、那須塩原市文化会館等条例施行規則、那須塩原市那須野が原博物館条例施行規則、那須塩原市文化財保護条例施行規則、那須塩原市田舎ランド鳴内条例施行規則、那須塩原市体育施設条例施行規則、那須塩原市塩原B＆G海洋センター条例施行規則、那須塩原市ホースガーデン条例施行規則及び那須塩原市学校夜間照明施設条例施行規則の一部を改正するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局からの説明が終わりました。

押印の省略が可能な各種手続につきまして、関係する規則の改正を行うものです。

それでは、委員皆様の御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第7号「行政手続における押印の見直しに伴う関係規則の一部改正について」は、原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第8号について>

○月井教育長

次に、議案第8号「那須塩原市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部改正について」を議題といたします。

事務局から説明させていただきます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱第3条第2項第1号に定める「学識経験を有する者」による専門的な内容を協議するための会議に関する規定を追加するため、本要綱の一部を改正するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、委員皆様の御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。
いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第8号「那須塩原市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部改正について」は、原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第9号について>

○月井教育長

次に、議案第9号「令和3年度那須塩原市学校給食運営方針について」を議題といたします。

事務局から説明させていただきます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

本案につきましては、令和3年度那須塩原市学校給食運営方針について、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、委員皆様の御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

はい、臼井委員。

○臼井委員

感想として申し上げさせていただきます。児童生徒にとって学校給食は学校生活の中での楽しみの一つかと思います。今年度の学校訪問の中で、共英学校給食共同調理場で試食をさせていただきましたが、とても美味しくいただきました。また、食材の単価を抑えながら非常に良いものを提供していただいていると感じました。給食は教育の一部でございますので、今後も美味しく安心安全に提供くださるようお願いしたいと思う次第でございます。

○月井教育長

その他いかがでしょうか。

はい、田村委員。

○田村委員

献立の内容につきまして、地場産農作物や郷土料理を積極的に取り入れ、地域の伝統料理などを給食のメニューに加えていくとの説明がございました。現在、郷土料理や地域の食文化を伝えるという趣旨で提供しているものがあればお教えいただきたいと思います。

○月井教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

最近の取組としましては、地域の食文化を伝えるという趣旨で、塩原地区の単独調理校で「ぼてじゅう」の提供をさせていただきました。私自身も考案者の方と一緒に学校を訪問し試食をしてまいりましたが、大変美味しく、貴重な経験をさせていただきました。他地区のセンター方式の調理場におきましても、それぞれ工夫を凝らしたメニューを取り入れているところでございます。

○月井教育長

はい、教育部長。

○教育部長

昨年度につきましては、ジャマイカ出身のALTや市の国際交流員による異文化交流学習を交えながら、ジャマイカ料理やオーストリア料理を食べ易いようにアレンジしたものを提供させていただきました。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から黙食を推奨しており、新たなメニュー等の取組が思うように実施できなかったところでございます。

なお、来年度におきましても、当面の間は現在の状況が続くとは思いますが、そのような中でこそ、何ができるかを栄養士の方々とともに協議しながら新たなメニュー作りに取り組んでまいりたいと考えております。

○月井教育長

はい、田村委員。

○田村委員

給食につきましては、食するだけではなく、学校生活における楽しみの一つでもあります。食育の観点からも、料理には先人たちの知恵や歴史、文化が詰まっておりますので、ALTの皆さんの母国料理も含めて、楽しい食育となるような取組みを考えていただければと思う次第でございます。

また、世界的に食品ロスが大きな課題となっており、給食の調理におかれましても、捨てるものは少なく、児童生徒たちにも残さず食べてもらえるような取組みを更に推奨していただきたいと思う次第でございます。

○月井教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

食品ロスにつきまして、特にこのコロナ禍における臨時休業の折、仕入れました食材の消費期限等に応じた対応に苦慮したこともございました。提供する2か月前に献立表を作成し、その食材を発注する過程において急なキャンセル等の対応は中々難しいところでございます。しかしながら、そのような状況下においても、何とか食品ロスを少なくできるよう取り組んでまいりたいと思います。

また、学校現場での対応につきましては、どうしても好き嫌い等もございますので、無理に食べてもらうのではなく、できるだけスムーズに食べてもらえる献立になるよう工夫してまいりたいと思います。

○月井教育長

その他、いかかでしょうか。

はい、神島委員。

○神島委員

給食費の総額見込につきまして、試食会等という項目がございますが、その対象はどなたになるのでしょうか。また、私共が学校や調理場に伺った際に、試食させていただきましたが、教育関係者以外の皆様も試食が可能なのでしょうか。

○月井教育長

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

試食会等の対象につきましては、教育委員の皆様を始め、各学校に設置されております保護者、地域、学校医、学校歯科医等の皆様で構成される学校保健委員会等、基本的に学校関係の方々を想定しております。また、教育関係者以外の皆様を対象にした試食会につきましては、現在のコロナ禍における開催は難しいと思いますが、今後、所々の条件等が整えば可能であると思います。

○月井教育長

はい、臼井委員。

○臼井委員

只今、神島委員からお話でしたが、外部に向けての取組ということで、かつて市長や市議会議員の皆様を学校にお招きして、児童生徒と一緒に給食をいただいたことがございました。学校関係者以外の皆様にも御理解をしていただくという上でも、必要な取組の一つではないかと思う次第でございます。

○月井教育長

はい、教育部長。

○教育部長

昨年7月に、市長、副市長、教育長が共英学校給食共同調理場を訪問し、給食の試食も兼ねてランチミーティングを行いました。市長からは大変美味しいとのお褒め言葉をいただきました。また、市議会議員の皆様におかれましても、給食の試食をしていただく機会を設け、学校給食に対する御理解をいただいたこともございました。今後もこのような取組は定期的の実施してまいりたいと考えております。

○月井教育長

その他、いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第9号「令和3年度那須塩原市学校給食運営方針について」は、原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第10号について>

○月井教育長

次に、議案第10号「令和2年度那須塩原市教育支援委員会の審議結果の決定について」を議題といたします。

事務局から説明させていただきます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

令和2年6月17日付け那塩教委学第192号で那須塩原市教育支援委員会に諮問をした在籍児童生徒及び令和3年度新就学予定者に係る特別支援教育の教育的措置について、令和3年2月18日付けで同委員会から答申がなされたので、審議結果を決定するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局からの説明が終わりました。

慎重に審議をしていただき、今回の答申に至りました。

それでは、委員皆様の御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

はい、臼井委員。

○臼井委員

委員会の審議につきましては、児童生徒一人一人の状況が様々である中、保護者の皆様のお気持ちを察しながら、慎重に執り行われたと思います。

また、審査人数が多いということは、教職員の配置を含め、きめ細かな教育を実践していただいていると感じている次第でございます。ここでお伺いさせていただきたいのですが、全体の人数としては数年前より増えているのでしょうか。

○月井教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

昨年度の審議数につきましては、在籍児童生徒が160名と新就学児が109名を合わせ269名でございまして、毎年増加傾向でございます。

審議に当たり、事前又は審議と同時進行で面談を実施している中で、以前は特別支援学級に入級するのではなく、可能であれば通常の学級で学ばせたいという傾向がございましたが、最近では、通級による指導ではなく、可能であれば特別支援学級への入級を希望するケースも増えてきたと感じております。

また、小学校においては、通級による指導ができる教室も何校か設置してお

りますが、中学校において通級による指導ができる教室は、西那須野中学校のみ設置されている状況でございます。

なお、中学校においても通級による指導を受けたいという要望は年々増加傾向にあると感じております。

○月井教育長

はい、臼井委員。

○臼井委員

過去には、特別支援学級への入級の審議結果を受けた方々の半数以上が通級による指導を希望していたこともございました。障害に対する理解が深まり、障害も個性の一つと捉える傾向がでてきたのかと思う次第でございます。

○月井教育長

その他、いかがでしょうか。

はい、遠藤委員。

○遠藤委員

中学校において、通級による指導ができる教室を設置しているのが西那須野中学校のみとのことでしたが、他の中学校において通級による指導を希望する場合は、どのような方法がございますのでしょうか。

○月井教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

通級による指導には自校式と他校式がございます。他校の生徒が西那須野中学校において、通級による指導を受けることができますが、受け入れる生徒数にも限りがございますので、自校において特別支援の担当者から指導を受けることも可能としております。

○月井教育長

遠藤委員、よろしいでしょうか。

○遠藤委員

ありがとうございます。

○月井教育長

その他、いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第10号「令和2年度那須塩原市教育支援委員会の審議結果の決定について」は、原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第１１号について>

○月井教育長

続きまして、議案第１１号「令和３年「１０月の第２月曜日」の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から説明させていただきます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

令和３年における１０月の第２月曜日の取扱いについて、那須塩原市小中学校等管理規則第４条第１項第７号を運用し対応するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局からの説明が終わりました。

東京２０２０オリンピックの開催延期に伴い、本案を上程させていただきました。

それでは、委員皆様の御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第１１号「令和３年「１０月の第２月曜日」の取扱いについて」は、原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

＜報告第 5 号について＞

○月井教育長

続きまして、報告第 5 号「那須塩原市学校給食費の管理に関する規則の一部改正について」事務局から説明させていただきます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【報告理由】

行政手続における押印の見直しに伴い、那須塩原市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正するもので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、委員皆様の御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

＜報告第 6 号及び報告第 7 号について＞

○月井教育長

続きまして、報告第 6 号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第 7 号「令和 2 年度準要保護児童生徒の認定について」は、関連がございますので一括して事務局から説明させていただきます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第 6 号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第 7 号）】

生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からありました準要保護認定の申請について、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員皆様の御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかかでしょうか。

○委員全員

意見はありません。

○月井教育長

それでは、本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年第2回教育委員会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

以上